

公益財団法人市川市清掃公社

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

題名改正 令和元年11月20日

(平成 24 年 4 月 1 日)

改正 平成 26 年 10 月 9 日

平成 27 年 4 月 1 日

令和 元年 11 月 20 日

令和 2 年 5 月 22 日

令和 8 年 4 月 1 日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人市川市清掃公社定款（以下「定款」という。）第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律49号。以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

本条中改正 令和元年11月20日

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員 理事のうち、公益財団法人市川市清掃公社（以下「公社」という。）の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等 公益法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当及び旅費をいう。

本条中改正 令和元年11月20日

(報酬等の支給)

第3条 役員には、職務執行の対価として、常勤役員については月額で、非常勤役員については理事会、評議員会等への出席又は定款第32条第2項に規定する理事会の決議（決議内容が役員の選任又は理事長若しくは常務理事の選定に関することのみである場合を除く。以下「書面決議」という。）の都度、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、毎年6月及び12月に賞与を支給することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、常勤役員が公社の使用人を兼ねる場合は、その使用人に支払われる給与等の他に報酬等は支給しない。
- 4 評議員には、第4条第3項に定める額の報酬を支給することができる。

本条中改正 令和元年11月20日 令和2年5月22日 令和8年4月1日

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬等の額は、市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年市川市条例第45号）別表第1に規定する職務の級が7級で再任用職員である者に支給される額に準じる額で評議員会の決議で定めた額とする。

- 2 非常勤役員の報酬の額は、理事会等の会議への出席又は書面決議の都度、9,600円とする。

- 3 評議員の報酬の額は、評議員会への出席の都度、9,600円とする。

条文追加 令和元年11月20日

本条中改正 令和2年5月22日

(報酬等の支給方法)

第5条 月額報酬を受ける者に対しては、就任した日から支給し、その職を離れたときは、その日の分まで支給する。

- 2 日額の報酬を受ける者に対しては、その都度支給する。

- 3 前2項に定めるもののほか、報酬等の支給方法は、公益財団法人市川市清掃公社職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

本条中改正 令和元年11月20日

(費用)

第6条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

本条中改正 令和元年11月20日

(公表)

第7条 公社は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

本条中改正 令和元年11月20日

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月20日から施行する。ただし、改正後の公益財団法人市川市清掃公社役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和2年5月22日から施行し、この規程による改正後の公益財団法人市川市清掃公社役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程(以下「改正後の報酬規程」という。)第3条第1項及び第4条第2項の規定は、同年3月17日から適用する。

2 改正後の報酬規程第3条第1項及び第4条第2項の規定は、令和2年3月17日以後に理事長から提案のあった定款第32条第2項に規定する理事会の決議に係る報酬について適用す

る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。